第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託

公募型企画プロポーザル審査募集要領

1 事業名

第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託

2 事業の目的

別紙「第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託仕様書」のとおり。

3 業務委託概要

(1)業務内容

別紙「第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託仕様書」のとおり。

(2)委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

4 見積限度額

43,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。) なお、実際の契約金額は委託先の選定後に、見積書を徴取して決定する。

5 参加資格

企画提案書を提出する者(以下「提出者」という。)に必要な資格(以下「参加資格」という。) は次のとおりとする。

(1) 単独企業による参加の場合

参加者は、次の条件を全て満たしていること。

- ①本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- ②常に大会事務局との連絡調整や打合せができる体制を整えておける者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制 限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ⑤会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定 する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑦プロポーザル実施目前3年間における団体の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰 等を受けていないこと。
- ⑧国税及び県税を滞納している者でないこと。
- ⑨消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑩関係法令の手続等を遵守していること。
- ⑪総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ⑫その他、大会事務局との協議に柔軟、真摯に対応できること。
- ③「第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託仕様書」に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- ④旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に基づく「第1種旅行業者」又は「第2種旅行業者」の登録を受けた者であること。
- (2) 共同企業体による参加の場合

参加者は、次の条件を全て満たしていること。

- ①全ての構成員が上記(1)の①から②までの条件を満たすこと。
- ②構成員のいずれかが上記(1)の⑬から⑭の条件を満たすこと。
- ③共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し連帯 して責任を負うこと。
- ④共同企業体の構成員が、単独及び他の共同企業体の構成員としてプロポーザルに参加しないこと。

6 実施のスケジュール

項目	日程	
公募開始	令和7年3月10日(月)	
質問受付期間	令和7年3月10日(月) ~3月13日(木)17時まで	
質問回答期限	令和7年3月14日(金)	
プロポーザル参加申込期限	令和7年3月17日(月)17時まで	
参加資格審査結果通知	令和7年3月19日(水)	
企画提案書等提出期限	令和7年3月24日(月)17時まで	
選定委員会の実施	令和7年3月27日(木)	
選定委員会結果通知	令和7年3月31日(月)頃	
仕様書協議、見積依頼	令和7年4月 2日(水)~4月 4日(金)	
見積提出	令和7年4月10日(木)以降	
契約	令和7年4月15日(火)以降	

7 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合には、以下により、プロポーザル募集要領等に関する質問書 〔様式1〕を提出すること。

ア 受付期間

「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、メールで提出すること。 また、メールの件名は「【プロポーザル質問書】第35回全国産業教育フェア福島大会運営 業務委託」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、大会ホームページに随時掲載して回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(2)参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「12 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送又は持参にて提出すること。

また、封筒に「【プロポーザル参加申込書 在中】第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託」と朱書のうえ、簡易書留等配達の記録が残る方法とすること(未着の場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き受け付けない。)。

ウ 提出書類

- ① 第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務プロポーザル参加申込書〔様式2〕
- ② 納税証明書(国税(その3の3))
- ③ 納税証明書(県税(一般)・ただし、福島県税が課税されている場合)
- ④ 会社概要又は会社概要パンフレット〔任意様式〕
- ⑤ 法人登記簿の写しまたは全部事項証明書(登記簿)謄本 (申請受付日の3ヶ月以内のもの。)
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式3〕
- ⑦ 共同企業体協定書兼委任状(共同企業体を結成して参加する場合)[様式4]
- ⑧「第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託仕様書」に合致した業務又はこれと 同等の業務の履行実績がわかるもの(委託契約書の写し等、様式任意)

8 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

(2) 提出方法

「11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参または郵送で8部提出とし、同時に 電子データを電子メールで提出すること。

※ 持参による提出の受付時間は、以下のとおり。 月曜日~金曜日の8時30分~17時00分。

※ 郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託企画提案書等在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達の記録が残る方法とすること(未着の場合、提出者に瑕疵がない場合を除き受け付けない。)。

(3) 企画提案書の記載事項

① 統括的事項

業務全体の企画要旨、提案コンセプト等について記載すること。

② 事業提案

各業務の実施手法等について具体的に記載すること。

③ 業務実施スケジュール 業務開始から終了までのスケジュールを記載すること。

④ 業務実施体制

本業務に関わる担当者の役割、配置体制、緊急時の体制、個人情報等の情報管理体制等 について具体的に記載すること。(必ず、統括責任者を配置すること。)

⑤ これまでの実績

過去に実施した類似の業務について実績を記載すること。

⑥ 経費見積書

当該業務に必要な経費の見積書を添付すること。

(4) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

- ① 提出者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合。
- ② 企画提案書の経費積算額が、上記4に定める見積限度額を超える場合。
- ③ 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。
- ④ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。 なお、提出期限の日までに企画提案書等が到着しないことを理由に企画提案書等を無効 とした場合、簡易書留等による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- ⑤ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 企画提案書等の提出から契約までの間に、企画提案書等で提示した業務実施体制に記載 した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、や むを得ない事情がある場合を除く。
- ⑦ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

イーその他

- ① 提出者は、複数の企画提案書等を提出することはできない。
- ② 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
- ③ 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。

- ④ 提出された書類は返却しない。
- ⑤ 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。
- ⑥ 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者に問合せることがある。
- ⑦ 企画提案書等提出後に辞退する際は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- ⑧ 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

9 審査方法

(1) 選定委員会の実施

企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び ヒアリングにより実施する。

- ① 開催日 「6 実施のスケジュール」のとおり
- ② 開催場所 Zoom ミーティングによる。※ 開始時刻、ミーティング ID 等は、別途参加者あてに通知する。
- ③ 方 法
 - ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は15分以内で説明し、審査委員から 質疑を10分以内で行う。
 - ・ 選定委員会は、公開しない。

(2)審査基準

下記の項目に特に留意し、企画提案を作成すること。

評価項目	審査の視点	配点
①業務計画及 び組織体制	実施体制、スケジュール等の全体計画に無理がなく、計画性や実現性はあるか。	10
	組織体制は適切か。(事故・災害・体調不良者等、様々なケースが 想定されており、適切な対策が検討されているか。)	10
②大会運営	参加者生徒や一般来場者の個人情報保護に配慮した内容となっているか。	10
③会場設営	会場設営・撤去等が円滑に実施できる体制になっているか。また、 設営・撤去の際の生徒等に対する安全対策はとられているか。	10
・撤去	各施設にある備え付け物品等を有効に活用する提案になっているか。また、数量の増減やスケジュールの変更などに弾力的に対応できるか。	10
④輸送業務	安全かつ効率的な輸送方法の提案がなされているか。また、交通機 関の事故や災害等による緊急時の対応・体制は適切か。	10
⑤広報・宣伝	広報宣伝の戦略が明確で高い効果を得るための提案となっているか。	10
⑥経費	経費積算の妥当性・効率性はみられるか。	10
⑦専門性	過去に類似の実績はあるか。また、提案内容は専門的な見地からな されたものになっているか。	10
⑧その他	高校生の大会という面での教育的配慮等がなされているか。また、 独自の追加提案はあるか。	10

(3) 委託候補者の決定

- ア 選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 結果の公表

選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を大会ホームページに公表する。

10 契約等に関する事項

(1) 仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙「第35回全国産業教育フェア福島大会運営業務委託仕様書」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、事務局と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、事務局は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(4) 契約書

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(5) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に事務局と協議して了承を得ること。

(7)関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を3年間保存すること。

(8) その他

福島県議会により令和7年度予算が議決されない場合には、事業内容を見直すことや事業を 実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対 し一切責任は負わない。

11 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町 2-16

第35回全国産業教育フェア福島大会実行委員会事務局本部

(福島県教育庁高校教育課内)(担当:阿部)

電 話 024-521-8643 (直通)

E-mail sanfair2025-gr@fcs.ed.jp